全国建設企業年金基金の概要

全国建設企業年金基金は建設業に関係する業務に従事される皆様の
ご退職後の生活の安定と福祉の向上を図るためのお手伝いをいたします。
（2016 年 10 月 1 日設立）

【給付設計】

		事業所区分Ⅰ	事業所区分Ⅱ
給付額算定方法		給与比例制	定額制
予定利率(長期的な運用目標)		2.0％	
加入者の範囲 （事業所単位で設定）		原則 65 歳未満の厚生年金被保険者 （年齢、職種等により限定することや、厚生年金保険に合わせて 70 歳未満に拡大することも可能）	
給付	給付水準 （持分付与）	＜第１給付＞ 全事業所加入 ・第１グループ＝標準給与月額×0.7% ・第２グループ＝標準給与月額×1.0% ※ 事業所単位でどちらかのグループを選択 ＜第２給付＞ 任意加入 ・月額 830 円×口数 ※ 口数は事業所単位で設定（一律）	・月額 1,000 円×口数 ※ 口数は事業所単位で設定 （一律又は段階的。４ページ参照）
給付	利　率	・再評価率（加入中・支給繰下中の利率）：1.5%～5.5%（10 年国債に連動し、毎年度見直し） ・給付利率（年金受給中の利率）：2.0%～5.0%（10 年国債に連動し、５年毎の財政再計算時に見直し）	
掛金（全額事業主負担）	年金掛金	＜第１給付＞ ・第１グループ＝標準給与月額×0.7% ・第２グループ＝標準給与月額×1.0% ＜第２給付＞ ・月額 830 円×口数	・月額 1,000 円×口数
掛金（全額事業主負担）	事務費掛金	・標準給与月額×0.12%	・月額 450 円×加入者数

（注）事業所区分は事業所単位でどちらかを選択

給付額は、キャッシュバランス・プランにより計算します。

キャッシュバランス・プランのイメージ

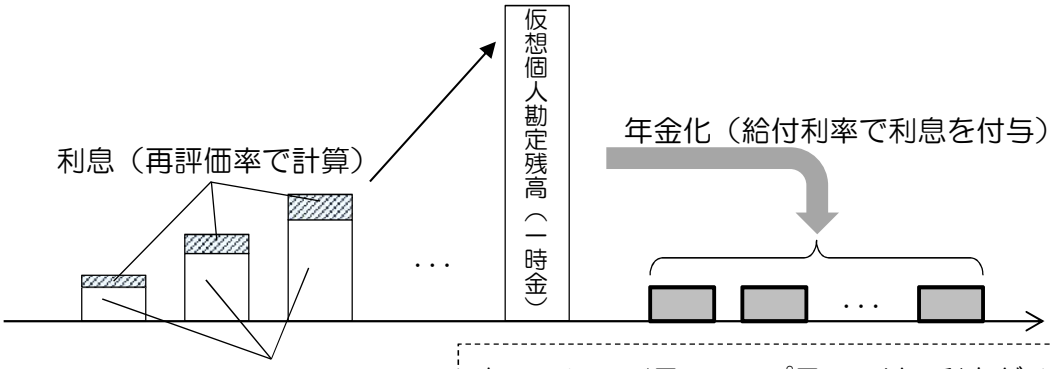

キャッシュバランス・プランでは、利率が 10 年国債の応募者利回り（５年平均）に連動しますので、長期金利が高くなれば自動的に利息も大きくなります。

●　給付の種類と支給時期

【脱退一時金】

加入者資格を喪失したとき（退職、年齢到達等）

【遺族一時金】

①　加入中に死亡したとき

②　給付の繰下期間中に死亡したとき

③　年金受給中に死亡したとき

【年　金】

〈退職による資格喪失の場合〉

①　50 歳未満で資格喪失した方が 60 歳に達したとき

②　50 歳以上で資格喪失したとき

〈退職以外の理由による資格喪失の場合〉

③　60 歳以下で資格喪失した方が 60 歳に達したとき

④　60 歳を超えて 65 歳以下で資格喪失した方が 65 歳に達したとき

⑤　65 歳を超えて 70 歳以下で資格喪失した方が 70 歳に達したとき

（注）年金に代えて一時金を選択することも可能

（年金支給開始後に一時金とする場合には、支給開始から５年経過後に選択可）

●　給付の支給要件（期間）

一時金：加入者期間１ヵ月以上

年　金：加入者期間 15 年以上

●　年金の支給期間

ライフプランに応じて５年、10 年、20 年の中から年金請求時に選択

※　終身年金ではありません

●　給付の支給繰下げ

年金や一時金の支給を繰り下げることができます（繰下期間中は再評価率（最低でも1.5%　1ページ参照）で利息を付与）。また、いつでも繰下げを中断して給付を請求できます。

給付の支給時期と繰下げのイメージ

【加入者期間１５年以上の場合】

○ 退職による資格喪失者

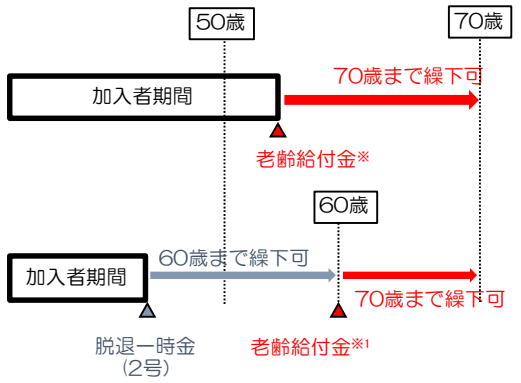

※1老齢給付金は、年金又は一時金のいずれかの受給方法を選択できます。

※2 事業所脱退による資格喪失の場合は、脱退一時金の繰下げはできません。

○ 退職以外の資格喪失者

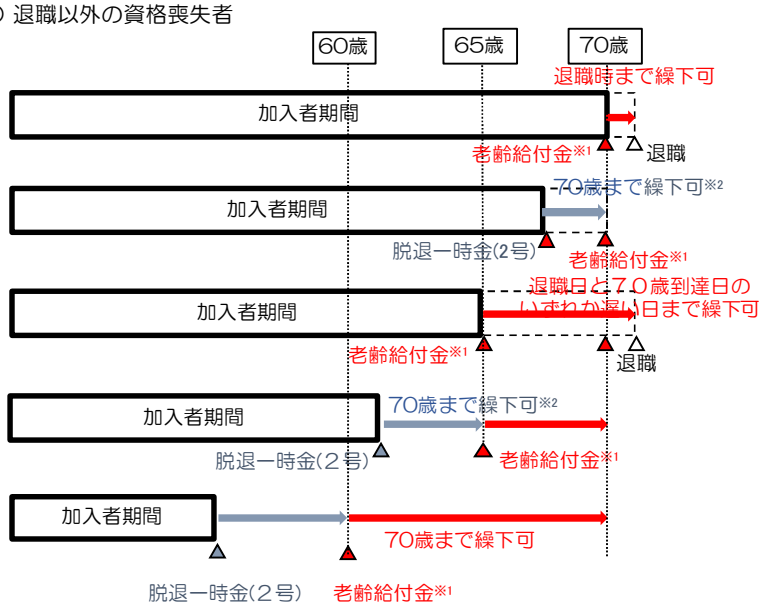

【加入者期間１５年未満の場合】

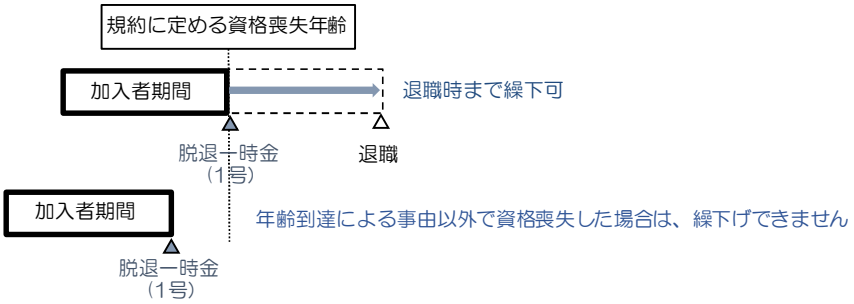

● モデル給付額

【一時金額】

○ 事業所区分Ⅰ

・ 第１給付（給与比例）　（金額単位：千円）

年齢	加入者期間	第１グループ			第２グループ		
		掛金	再評価率 1.5%	再評価率 2.0%	掛金	再評価率 1.5%	再評価率 2.0%
27 歳	5 年	97	101	103	139	145	146
32 歳	10 年	202	218	223	288	311	319
37 歳	15 年	314	352	365	449	503	522
42 歳	20 年	435	505	531	622	722	758
47 歳	25 年	566	680	724	809	972	1,034
52 歳	30 年	707	879	947	1,010	1,256	1,353
57 歳	35 年	860	1,105	1,206	1,229	1,578	1,722
60 歳	38 年	956	1,254	1,379	1,366	1,792	1,970

（注１）平均給与 30 万円（38 年間の平均。昇給率は年 1.5%）とした場合の金額。
（注２）当面、再評価率（1 ページ参照）は 1.5%となる見込み。

・ 第２給付（掛金月額 830 円/1 口）　（金額単位：千円）

年齢	加入者期間	１口加入			２口加入		
		掛金	再評価率 1.5%	再評価率 2.0%	掛金	再評価率 1.5%	再評価率 2.0%
27 歳	5 年	50	52	53	100	104	105
32 歳	10 年	100	108	111	199	215	221
37 歳	15 年	149	168	174	299	335	348
42 歳	20 年	199	233	245	398	465	489
47 歳	25 年	249	302	323	498	604	645
52 歳	30 年	299	377	409	598	754	817
57 歳	35 年	349	458	503	697	915	1,006
60 歳	38 年	378	509	565	757	1,018	1,129

○ 事業所区分Ⅱ（掛金月額 1000 円/1 口）　（金額単位：千円）

年齢	加入者期間	１口加入			２口加入		
		掛金	再評価率 1.5%	再評価率 2.0%	掛金	再評価率 1.5%	再評価率 2.0%
27 歳	5 年	60	63	64	120	125	127
32 歳	10 年	120	130	133	240	259	266
37 歳	15 年	180	202	210	360	404	420
42 歳	20 年	240	280	295	480	560	589
47 歳	25 年	300	364	389	600	727	777
52 歳	30 年	360	454	492	720	908	984
57 歳	35 年	420	552	606	840	1,103	1,212
60 歳	38 年	456	614	680	912	1,226	1,360

【年金額】

［計算の前提］60 歳時点の仮想個人勘定残高（一時金額）200 万円、給付利率（1 ページ参照）2.0%の場合

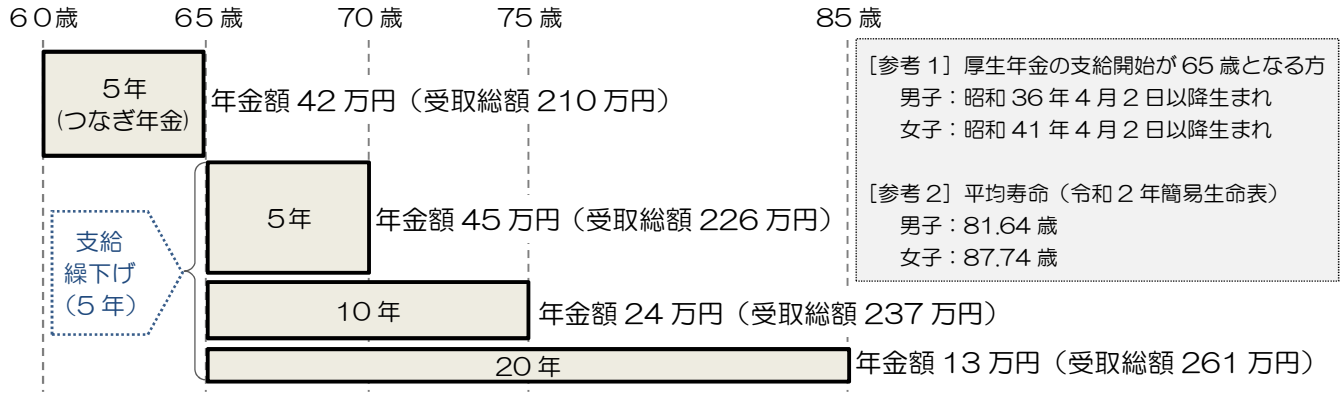

※　事業所区分Ⅱにおける口数の設定について

事業所区分Ⅱの口数（1 口月額 1000 円）については、事業所単位で全加入者一律とするほか、次のように段階的に設定することも可能です。

（段階的な設定の例）

①　勤続年数

勤続期間	月額掛金
10 年未満	2 口
10 年以上 15 年未満	4 口
15 年以上 20 年未満	8 口
20 年以上 25 年未満	10 口
25 年以上	15 口

②　年齢

年齢（歳）	月額掛金
35 歳未満	2 口
35 歳以上 45 歳未満	4 口
45 歳以上 55 歳未満	8 口
55歳以上	10 口

③　職種

職　種	月額掛金
法人税法上の役員	15 口
就業規則第〇条に定める正社員	5 口
就業規則第〇条に定める嘱託社員	3 口

④　職位

職　位	月額掛金
法人税法上の役員	15 口
給与規程第●条に定める部長	12 口
給与規程第●条に定める次長	10 口
給与規程第●条に定める課長	8 口
その他の加入者	4 口

Ｑ＆Ａ

Ｑ１	加入者の範囲を限定することは可能ですか

Ａ　特定の者を不当に差別する取扱いは法令上認められませんが、自社の就業規則等で加入者とする者の範囲が明確に示されている場合は、範囲を限定することが可能です。

例）法人税法上の役員、就業規則第〇条に定める正社員、勤続〇年以上の者（５年を超える期間は不可）

Ｑ２	事業所区分Ⅰ（給与比例）と事業所区分Ⅱ（口数定額）を併用することはできますか

Ａ　併用することはできません。事業所としてＤＢに加入する際に、どちらかの事業所区分をご選択いただきます。なお、事業所区分Ⅰで定額制を併用したい場合には第１給付の上乗せとして第２給付の活用をご検討ください。

Ｑ３	加入後にグループ区分や事業所区分を変更することはできますか

Ａ　可能です。ただし、第２グループから第１グループへの変更など、給付水準が下がる場合には給付減額扱いとなります。（Q6 ご参照）

Ｑ４	事業所区分Ⅰの給与月額は厚生年金保険の標準報酬月額と同じものですか

Ａ　同じです。なお、定時決定(算定)時の給与月額を１年間使用します（いわゆる月変や賞与届のご提出は不要です）。

Ｑ５	事業所区分Ⅰの第２給付や事業所区分Ⅱで加入口数の上限はありますか。また、口数は事業主が自由に決められますか

Ａ　加入口数の上限はありません。事業所ごとの加入口数については、ご加入の際、労使間で合意のうえお決めいただくことになります。事業所区分Ⅰの第２給付については、事業所ごとに一律の口数ですが、事業所区分Ⅱについては、職位や勤続期間等により設定とすることも可能です（４ページ参照）。いずれの場合でも、基金規約において、事業所ごとに口数を規定することになります。（職位等により設定する場合、職位等の定めを確認するため、加入時に就業規則等の写しをご提出いただく必要があります）

Ｑ６	加入後に、事業所として給付を減額することはできますか

Ａ　可能ですが、確定給付企業年金法第５条の規定により、社内の労働協約（就業規則等）が変更された場合などに限定されています。給付減額を行う場合、事業所内での同意手続き(減額となる加入者の３分の２以上)が必要となり、さらに厚生労働大臣の認可を受けることが求められ、法令上厳格に制限されています。なお、前記Q3 のグループ区分や事業所区分の変更についても、給付水準が下がる場合には給付減額扱いとなりますのでご注意ください。

Ｑ７	職位等による口数設定の場合、職位等が変わったことによる口数減少は給付減額になりますか

Ａ　予め職位等により口数を段階的に設定している場合においては、職位等が変わったことによる口数の減少は、給付減額になりません。ただし、口数のテーブルを変更して口数を減らす場合(例：部長３口→2 口、勤続期間 20 年以上　３口→2 口)は給付減額となり同意手続きが必要ですのでご注意ください。

Ｑ８	休職・休業期間中の者について、掛金拠出を中断することはできますか

Ａ　可能です。ただし、この取扱いをするためには、就業規則等において対象となる休職・休業が定義されていることを確認する必要がありますので、就業規則等の写しを加入時にご提出いただきます。なお、休職・休業により掛金の拠出を中断している期間も毎月の事務費掛金はかかりますのでご注意ください。

Ｑ９	積立不足が発生した場合、どのように対応することになりますか

Ａ　積立不足が発生した場合には、法令に基づき期間を定めて特別掛金で償却することになります。なお、当基金の給付設計は、長期金利に連動するキャッシュバランス・プラン（1 ページ参照）という柔軟な制度を採用するとともに資産運用の目標値である予定利率を低く設定している（2.0%）ことから、積立不足が発生する可能性は小さいと考えています。

Ｑ10	掛金の納付が遅れた場合はどうなりますか

Ａ　各月の掛金については、原則として翌月の末日が納付期限ですが、納付期限を過ぎても納付がない場合は、基金は再度期限を指定して納付を督促します。掛金の納付時期がこの指定期限を過ぎた場合には遅延損害金（延滞金。年 5%）を追加で納めていただくこととなります。３ヶ月以上滞納された場合には脱退の勧告をさせていただく場合があります。

　なお、ネットバンキングや金融機関窓口からの振込みだけでなく、預金口座からの自動引落しも可能ですのでご利用ください。

Ｑ11	事業所として基金から脱退することは可能ですか。その場合、特別掛金を負担しなければなりませんか

Ａ　脱退をすることは可能です。脱退される場合、事業所内での同意手続きを経て、基金事務局に脱退の申出をしていただき、代議員会の議決を経て行政手続き（当基金規約変更の届出）を行うこととなります。

　なお、脱退されるときに、基金の年金財政上積立不足が生じている場合には積立不足分をご負担いただきます。また、費用負担の公平性の観点から、脱退事業所の受給者の事務管理コスト（送金手数料等）として算定される特別掛金をご負担いただくこととしています。

Q12	掛金については全額事業主負担となっていますが、損金算入することはできますか。

A　法人税法施行令第135条の規定により、企業年金の掛金は損金の額に算入するとされています。

Q13	中退共や建退共とは何が違いますか。

A　① 中退共等は役員等の加入が制限されますが、当基金は厚生年金被保険者全員を加入させることができます（加入者の範囲を限定することもできます）。

② 給付を受けるために中退共等は 12 ヵ月以上の掛金納付が必要ですが、当基金は 1 ヵ月以上の掛金納付で一時金をお支払いしますので、掛捨てになることがありません。

③ 中退共と建退共は同じ人が同時に加入できませんが、当基金はそれぞれの制度と同時加入できます。

Q14	当社は建設業ではありませんが、加入することはできますか。

A　加入事業所間における一体感を持つため、建設業法に定める建設業の許可を受けた事業所を対象としていますが、建設業者以外であっても次の場合は加入対象としています。

・当基金に加入している事業所の関連会社

・建設業者の事業主または従業員を主たる構成員とする法人

Q15	当社は企業型ＤＣを実施していますが、加入することはできますか。

A　企業型ＤＣとＤＢ（当基金）を併用することは可能です。但し、DC の拠出額（5.5 万円-DB 掛金相当額）に影響が出る場合があります。なお、DC 拠出額の経過措置適用事業所※となっている場合、行政指導により基金加入可能日は、必要書類を基金にご提出いただいてから最短で 2 ヶ月先（経過措置適用事業所ではない場合は 1 ヵ月先）となります。また DB 加入に伴い経過措置は終了となります。

※企業型 DC と DB（規約型・基金型）を 2024 年 11 月までに併用しており、2024 年 12 月 1 日時点で DC の拠出額と DB の掛金相当額の合計が 5.5 万円を超える場合でも、2024 年 12 月以降も 2024 年 11 月時点に規定されている DC 掛金額が拠出できるという経過措置（5.5 万円超過の状態）を適用している事業所。

Q16	事業所としてさかのぼって基金に加入できますか。

A　行政指導により原則として将来日付での加入となります。ただし、事業所が厚生年金保険に新規適用されたことに合わせて加入する場合には 3 ヵ月以内を目安に遡及加入が認められるようです。

［お問合せ先］
〒107-0052
東京都港区赤坂4-1-4　赤坂中西ビル別館3階
全国建設企業年金基金
TEL 03-6825-7999　　FAX 03-6230-1622
担当：小澤・日髙